

政令第二百七号

関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第十号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十三条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税定率法施行令の一部改正）

第一条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「条約の規定による」を削り、同条第二号中「第八条3(a)」の下に「（特権、免除及び便益）」を加え、同条第三号中「第十八条3」の下に「（関税及び出入国）」を加え、同条第四号中「第十三条1」の下に「（租税）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定第五条A（税及び手数料）の規定に該当する貨物（第三号に掲げる貨物を除く。）

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この政令は、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の効力発生の日から施行する。